

(別 紙)

諮問番号：平成29年6月28日付け目教政第1101号

答申書（要約）

1. 本件の経緯

本件の審査請求人は、目黒区個人情報保護条例（以下、「条例」という）に基づいて審査請求人の子に係る自己情報開示請求を行い、目黒区教育委員会（以下、「実施機関」という）の決定につき、行政不服審査法第2条に基づく審査請求を行っている。以下、期日はその文書の日付であることを示す。

平成29年3月23日 審査請求人が実施機関に対し、次の自己情報の開示を請求

- 1 審査請求人の子の名前の記入がある職員会議議事録
- 2 審査請求人の子に関する特定会議体での議事録及び資料
- 3 特定期間に審査請求人の子が記入したアンケート
- 4 審査請求人の子の名前の記入がある学校週案簿

同年5月2日 実施機関が部分開示決定を通知

同年5月30日 審査請求人が上記決定につき、実施機関に審査請求

同年6月28日 実施機関が当審査会に弁明書の写しを添えて諮問

同年7月10日 本件諮問の審議

同年8月29日 実施機関が審査会に弁明書の補足説明を提出

同年10月23日 本件諮問の審議

同年10月30日 本件諮問の審議

同年11月13日 実施機関が審査会に弁明書の追加補足説明を提出、実施機関の意見聴取、本件諮問の審議

同年12月18日 本件諮問の審議

平成30年1月29日 本件諮問の審議

2. 審査会の判断

1) 審査請求人の主張

審査請求人は、平成29年5月2日付け目教政第500号による自己情報の一部開示について、学校関係者より審査請求人の子に関する情報共有は職員会議によってなされていること、また特定会議体で審査請求人の子に関する件を話し合っている旨を聞いてきていることを理由に、ア) 職員会議議事録のうち審査請求人の子の名前の記入があるもの、およびイ) 審査請求人の子に関する特定会議体での議事録が存在するはずであるとして、該当

する文書の開示を求めている。

2) 実施機関の主張

- ア) について 職員会議の議事録を作成するにあたって個人が特定されるような個人情報記録しないこととし、氏名などを記載しないようにしている。また、生活指導に係る打合せ、協議については生活指導朝会で行うこととしており、特定事案に係る案件はこの生活指導朝会で行っているが、ここでの議事録作成に当たっても個人が特定されるような個人情報は記録しないこととし、氏名は記載しないようにしている。したがって、審査請求人の子の名前の記入がある職員会議の議事録は存在せず、また、生活指導朝会を職員間で行う会議として広義の職員会議と解したとしても、審査請求人の子の名前の記入がある議事録は存在せず、ア) の情報は不存在である。
- イ) について 特定会議体の議事録については一部開示を行い、その他の会議録については不存在である。特定会議体は、第1回では、構成員の顔合わせと学校の状況を伝えることが主であったため、学校側ではその際の議事録を作成はしなかった。第2回を開催するに当たっては、議事録を作成している。なお、議事録作成に当たっては、議事録が公開されることで、構成員が自らの発言を制限してしまわないように氏名を掲載しない形で議事録を作成しており、発言者を記載した議事録は作成していない。したがって、イ) の自己情報開示請求に対しては、第2回の特定会議体の会議録については第三者情報を除いて一部開示を行い、そのほかの特定会議体会議録については不存在である。

3) 当審査会の判断

当審査会は、ア) に係る職員会議議事録の内容をインカメラ方式で精査したところ、実施機関が主張するとおり、審査請求人の子の氏名が記載された議事録は存在しないことを確認した。また、名前が記載されていなくても、周辺情報から審査請求人の子に関する記載と推測できる記載も職員会議録には存在しなかった。他方、週に一度行われている生活指導朝会を広義の職員会議と捉えた場合には、氏名自体は記載されていないものの、周辺情報から審査請求人の子に関する記述と推測される記載は存在する。これについては、平成29年7月28日付目教指第3453号により第三者情報を除いて一部が開示されており、それ以外に審査請求人が求める審査請求人の子に関する自己情報の存在を確認することはできなかった。

他方、イ) に関しては、対象となる会議は2件であるが、そのうち第1回会議は特定会議体の紹介と学校の様子についての会合で説明にとどまっているため議事録を作成していなかったと実施機関は主張する。その真偽を確認する術を当審査会はないが、実施機関の主張が事実であると推認させる特定会議体委員宛ての開催通知と「特定会議体の設置について」と題する当日の配布資料の存在を確認した。それによれば、当日は文字通り特

定会議体設置の説明を目的としていたものと思われ、こういう場合でも議事録を作成すべきかもしれないとしても、作成を命じる規定は具体的には存在しないため、作成しなかったことが不合理であるとまではいえない。

第2回の特定会議体の会合については議事録が作成されているが、実施機関の主張によれば、その際に「構成委員が自らの発言を制限してしまわないように氏名を掲載しないで議事録を作成した」とのことで、発言者を記載した議事録は作成していないという。出席者の中には、校長、副校長、目黒区教育委員会指導主事、法務省人権擁護員などもおり、全員の氏名を記載しないことが適切であるかどうかは検討の余地があるとしても、審査請求人の求める審査請求人の子に関する推測される情報については、第三者情報を除いてすでに一部開示が行われており、そのほかに審査請求人が求める自己情報は存在しないことを当審査会は確認した。したがって、請求対象文書は存在しないとの実施機関の主張に誤りはないといえる。

3. 審査会の結論

以上の理由により、本件審査請求には理由がなく、審査請求人の請求は棄却されるべきである。

2018（平成30）年2月1日
目黒区情報公開・個人情報保護審査会
会 長 江 島 晶 子
副会長 中 島 徹
委 員 卷 美 矢 紀